

I 事業の概要

I 事業の概要

1. 調査・研究事業の概要

厚生労働省 平成 24 年度障害者総合福祉推進事業

指定課題 29「地域における高齢の障害者の居住支援等の在り方に関する調査・研究について」

事業実施主体 財団法人日本知的障害者福祉協会

事業責任者 会長 橋 文也

事業内示額 7,324,000 円

事業の期間 平成 25 年 3 月 31 日まで

2. 事業の実施体制

事業責任者 会長 橋 文也

(1) 検討委員会 8 名

1	末光 茂	旭川荘 国際知的障害研究協会日本代表
2	中原 強	大久保学園 財団法人日本知的障害者福祉協会顧問
3	最上太一郎	菊愛会 財団法人日本知的障害者福祉協会政策委員会委員長
4	光増 昌久	松泉学院 日本グループホーム学会副代表
5	菅野 敦	東京学芸大学教育実践研究支援センター
6	河東田 博	立教大学
7	志賀 利一	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
8	國光登志子	立正大学大学院 NPO日本地域福祉研究所

(2) 調査事業担当 19 名

1	瀬野 淳一	銀山学園（北海道）
2	芦馬 謙二	みろく園（福岡県）
3	小林 繁市	だて地域生活支援センター（北海道）
4	山西 孝	白樺園（山梨県）
5	菊地 達美	那須共育学園（栃木県）
6	河原 雄一	湘南セシリア（神奈川県）
7	大久保常明	全日本手をつなぐ育成会顧問
8	渡部 等	愛光園 まどか（愛知県）
9	八谷 重之	袋井学園（静岡県）
10	高山 和彦	同愛会（神奈川県）
11	中里 誠	しらねの里（神奈川県）
12	富岡 貴生	相談支援センターゆいまーる（神奈川県）

I 事業の概要

13	菊本 圭一	日本相談支援専門員協会
14	佐竹 昇平	さがみ野ホーム（神奈川県）
15	中山 清治	白山成年館（茨城県）
16	生川 善雄	千葉大学
17	末吉 孝徳	財団法人日本知的障害者福祉協会事務局次長
18	三浦 史子	財団法人日本知的障害者福祉協会事務局
19	水内 敦子	財団法人日本知的障害者福祉協会事務局

(3) 経理担当 2名

1	今井 政之	財団法人日本知的障害者福祉協会事務局長
2	古屋 貴邦	財団法人日本知的障害者福祉協会事務局

本調査・研究においては、検討委員会の構成員に知的障害福祉施設関係者のほか、グループホーム学会会員や発達心理学、ノーマライゼーション、高齢者世帯の住環境などの研究者に参画いただき、地域における高齢の障害者に対する居住支援等の在り方についての専門的な助言をもとに事業を実施する体制とした。

(4) 会議の開催

○検討委員会 4回

○調査事業担当者会議 8回 調査事業担当者打合会 5回

○日程

検討委員会	調査事業担当者会議	実施日	会場
第1回会議	第1回会議	平成24年 7月31日	コンベンションホールAP浜松町
	第2回会議	8月1日	福祉協会会議室
	第3回会議	8月20日	福祉協会会議室
第2回会議	第4回会議	9月4日	福祉協会会議室
	打合会	9月21日	福祉協会会議室
	第5回会議	10月1日	福祉協会会議室
	打合会	10月2日	福祉協会会議室
	第6回会議	平成25年 1月16日	福祉協会会議室
	打合会	1月17日	福祉協会会議室
第3回会議	第7回会議	2月18日	福祉協会会議室
	打合会	2月19日	福祉協会会議室
第4回会議	第8回会議	3月1日	福祉協会会議室
	打合会	3月12日	福祉協会会議室

3. 事業の目的

国の障害福祉施策では平成18年度に障害者自立支援法が施行され、障害者が地域で自立して暮らせるようにという理念のもと、障害のある人も普通に暮らし、地域の一員として共に生きる社会作りを目指して障害者の地域移行が進められ、グループホーム等の利用者は自立支援法施行前の3.4万人だったものが、国の障害福祉計画の目標値8.3万人には及ばなかったものの、平成23年10月には6.8万人へと倍増している。

それらグループホーム等の利用者に対して本会が実施した調査（平成20年度全国グループホーム・ケアホーム実態調査）によれば、利用者の全国平均年齢は42.8歳、平均居住年数は5.5年、最も多い年齢層は30代（26.4%）、最も多い居住年数は5年～10年未満（20.0%）だが、10年以上居住している層が15.1%あり60歳以上は全体の12.1%を占め、高齢化の傾向が顕著である。

ちなみに、障害者支援施設（旧入所更生知的障害者施設等）の高齢化については、かねてより課題視されており、本会で毎年実施している全国知的障害児者施設・事業実態調査によれば障害者支援施設（入所更生施設）の65歳以上の者の比率は、平成10年度に3.8%であったものが平成22年度は12.5%と入所型施設における高齢化の傾向は年々顕在化している。

以上のように、障害者の地域生活が推進されていく一方で、高齢期を迎える障害者が地域において増加しつつあるが、身体機能の低下した高齢者への日中支援や精神機能の低下した高齢者への支援、医療的ケアなどの諸課題が生じており、なかには、それらによって、地域生活の継続を断念せざるを得ない状況もみられる。このように、現行のサービス体系や支援体制などが、それら高齢化による諸課題に必ずしも対応できていない現状がある。

今後は障害者の高齢化を背景として、日中に支援を要する重度・重複障害のある利用者や、医療的ケアや行動障害など様々なニーズのある利用者、日中を主にグループホーム等で過ごす利用者等がますます増えていくことも考えられるため、各方面からの適切な対応が望まれるところである。

平成12年に国の検討会より報告された「知的障害者の高齢化対応検討会報告書」によれば、「高齢化した知的障害者については、従来、心身の変化に応じた健康の保持や安定した生活に力点が置かれ、入所施設による処遇を重視する傾向にあったが、一定の支援があれば、地域生活も可能であり、それがノーマライゼーションの理念にも沿うものである。そのため、今後は地域での主体的な生活の確保を支援する施策を積極的に推進するべきである」とあり、具体的にはグループホームや福祉ホームの積極的な活用やホームヘルパーの利用、障害特性に理解のあるヘルパーの養成、高齢化に伴う疾病やリスクへの対応や訪問看護制度の積極的な利用、生活支援ワーカーによる知的障害のある高齢地域生活者のフォローアップ等の必要性について述べられている。

そのような中、昨年「障害者基本法」が改正され、共生社会の実現に向けた国の方向性が明確化されるとともに、国会では、「障害者総合支援法案」の成立を目前とし、衆議院の付帯決議では、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について早急に検討を行う必要性が指摘されている。

こうした背景を踏まえ、高齢の障害者の暮らしとその支援ニーズの実態を把握し、それらに対

応する居住支援等のサービス体系の在り方や支援体制、支援方法について研究・検討することが緊要となっている。

そこで、障害者の重度化・高齢化を焦点に、入所施設における支援と地域生活における支援の両面から、どのようなニーズがあり、どのようなサービスや配慮が求められるのか、また、意思疎通の支援等や身体介護のニーズのある高齢障害者への支援と一般の高齢者や認知症高齢者等へのケアの異なるポイント等について調査し実態を把握するとともに、グループホーム及び小規模入所施設等を含め地域における居住の支援のあり方について検討を行うこととする。また、可能であれば、どのようなサービスがあれば居宅において単身等で生活することができるのかという視点まで掘り下げて検討し、地域における高齢障害者の住まいの場及び生活支援のあり方を検討する上での基礎資料とするべく本事業を実施するものである。

4. 事業内容及び手法

入所型知的障害者施設の重度化・高齢化については、かねてより課題視されていたため、本会においても研究に取り組んできた。代表的なものに、昭和62年に刊行した「精神薄弱者加齢の軌跡（高齢精神薄弱者実態調査研究報告）」があり、それまで漠然と危惧されてきた知的障害者の早期老化にメスを入れ、知的障害者の老化の実態を報告し各方面からの注視を浴びた。続いて、平成4年に「高齢精神薄弱者の日常生活援助技術」を刊行し、増加する高齢知的障害者への支援のあり方を示した。また、平成10年には「重度化・高齢化問題研究報告書」を、さらに平成11年に「高齢知的障害者の援助・介護マニュアル」（監修：今村理一）を、平成19年に同新版を刊行し、高齢知的障害者の支援に関する研究内容を報告・周知している。

これらの高齢知的障害者に関する先行研究を参考に現在の高齢障害者の実態を把握するため障害者支援施設、生活介護事業所、グループホーム・ケアホーム事業所に対してアンケート調査を実施し、各々の環境で生活する高齢障害者の状況や支援ニーズ、その支援の実態を把握する。さらにアンケート調査のみでは把握できない個別の状況等を把握するため、障害者支援施設、生活介護事業所、グループホーム・ケアホーム事業所の職員、利用者（高齢障害者）及び居宅等で生活する高齢障害者（家族等）又は相談支援事業所の職員等に対しヒアリングによる調査を実施する。これらの結果をもって高齢障害者のグループホーム、障害者支援施設、居宅等で生活する高齢障害者の支援に関する現状の課題並びに今後の在り方と方向性を考察する。

（1）実態調査（アンケート調査及びヒアリング調査）の実施

A. アンケート調査

①調査対象

主たる事業種別

知的障害関係施設（財団法人日本知的障害者福祉協会会員施設より無差別抽出）

障害者支援施設	500 事業所
生活介護事業所	500 事業所
共同生活援助（介護）事業所	387 事業所
身体障害関係（全国身体障害者施設協議会会員施設）	496 事業所
精神障害関係（日本精神科病院協会会員事業所）	631 事業所
	計 2,514 事業所

②調査方法

アンケート調査票を郵送により配布、回収した。

③調査内容

高齢障害者の居住支援の在り方に関する実態調査票（施設・事業所用）

「事業所の状況」「利用者の状況」「高齢化・老化（早期退行含む）の状況」「障害者の高齢化と関係機関との連携」「高齢障害者の居住支援の在り方について」を調査し、障害種別や障害程度区分、年齢区分等によりクロス集計及び分析を行った。

B. ヒアリング調査

①調査対象

ヒアリング調査対象利用者数は570名とし、障害者支援施設、生活介護事業所、グループホーム・ケアホーム事業所の職員及び利用者（高齢障害者）、地域で生活する高齢障害者（家族等）又は相談支援事業所の職員等から調査票に基づく聞き取り調査を実施した。

②調査方法

該当事業所及び高齢障害者の生活する場所へ直接訪問し、所定の調査用紙を用いて面接による聞き取り調査を実施する。なお、調査の妥当性を期すため、調査担当者は2名でペアを組むことを基本とした。

③調査内容

○職員に対する内容

- ・訪問調査票「調査対象者の基本事項」「調査対象者の生活の現状と変化」
- ・訪問調査票（調査協力支援職員個人票）
「性別・年齢」「経験年数」「今後求められる支援体制」

○利用者に対する内容

- ・訪問調査票「聞き取りの状況」「日中の過ごし方」「余暇の過ごし方・趣味」「外出の機会」「楽しいと思うこと」「困っていること」「歳をとったと感ずること」「支援職員に望むこと」「親やきょうだいに望むこと」「今後の暮らし方」「これからの昼間の過ごし方の希望」

(2) 主な検討内容等

本研究に際しては、障害者支援施設、生活介護事業所、グループホーム・ケアホーム等の高齢障害者の実態を把握するとともに、高齢障害者への支援体制やサービス体系のあり方及びグループホームや障害者支援施設等において今後必要となる支援技術や専門性等に焦点を当て、総合的に研究・検討し今後の方向性を示すこととした。

5. ねらいとする事業の成果

本事業を実施することによって、地域で生活する高齢の障害者が、抱えている様々な障害に加え、身体機能や精神機能の低下、医療的ニーズなどにより、多くの困難に直面している実態を把握するとともに、それらに必要とされる支援ニーズの課題を整理、分析し、増大が予想される高齢の障害者に対する今後の支援の在り方と方向性について、次のような成果を示すことをねらいとした。

I 事業の概要

- (1) グループホーム・ケアホーム等で生活する高齢障害者の支援上の課題と留意点を明らかにし必要な提言を行うことで、職員の支援技術並びに専門性の向上とともに、支援の質の確保や向上を図るとともに、提言を行う際には、高齢ではない障害者及び一般の高齢者との違いにも言及できるように努める。
- (2) 居宅等で生活する高齢障害者の支援に際して、介護保険サービスと障害福祉サービスの有効な組み合わせモデルの提示なども行うよう努める。
- (3) 上記(2)と関連して、関係機関や関係サービスとの連携・協力の在り方などを提示することにより、地域における高齢障害者への支援ネットワークの在り方についても提示するよう努める。

6. 成果の公表計画

報告書を作成し、関係機関・団体等に配布するとともに、日本知的障害者福祉協会ホームページに掲載し、広く公表する。

Ⅱ 障害者白書にみる 障害者の状況と暮らし

II 障害者白書にみる障害者の状況と暮らし

1. 障害者の全体状況と年齢階層

『平成 24 年度版障害者白書』（以下、「白書」という。）によれば、身体障害、知的障害、精神障害の 3 区分で障害者の概数は、身体障害者 366 万 3 千人、知的障害者 54 万 7 千人、精神障害者 323 万 3 千人としている。人口千人当りの人数で、身体障害者 29 人、知的障害者 4 人、精神障害者 25 人の割合である。なお、精神障害者数については、医療機関を利用した精神疾患患者数であるため、一過性の精神疾患のために日常生活や社会生活上の相当な制限を継続的には有しない者も含まれている可能性があるとしている。

障害者数(推計)		総数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者	18 歳未満	9.8 万人	9.3 万人	0.5 万人
	18 歳以上	356.4 万人	348.3 万人	8.1 万人
	合計	366.3 万人(29人)	357.6 万人(28人)	8.7 万人(1人)
知的障害児・者	18 歳未満	12.5 万人	11.7 万人	0.8 万人
	18 歳以上	41.0 万人	29.0 万人	12.0 万人
	年齢不詳	1.2 万人	1.2 万人	0.0 万人
	合計	54.7 万人(4人)	41.9 万人(3人)	12.8 万人(1人)

		総数	外来患者	入院患者
精神障害者	20 歳未満	17.8 万人	17.4 万人	0.4 万人
	20 歳以上	305.4 万人	272.5 万人	32.9 万人
	年齢不詳	0.6 万人	0.5 万人	0.1 万人
	合計	323.3 万人(25人)	290.0 万人(23人)	33.3 万人(3人)

注 1: ()内数字は、人口 1,000 人あたりの人数(平成 17 年国勢調査人口による)。

注 2: 精神障害者の数は、ICD10(国際疾病分類第 10 版)の「V 精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応している。

注 3: 身体障害児・者の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。

注 4: 四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料

「身体障害者」在宅者:厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(平成 18 年)
施設入所者:厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成 18 年)等

「知的障害者」在宅者:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成 17 年)
施設入所者:厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成 17 年)

「精神障害者」外来患者:厚生労働省「患者調査」(平成 20 年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成
入院患者:厚生労働省「患者調査」(平成 20 年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

『平成 24 年度版障害者白書』(P19)より転載

また、「白書」は、障害別の施設入所・入院の状況で、身体障害における施設入所者の割合 2.4%、精神障害における入院患者の割合 10.3%に対して、知的障害者における施設入所者が 23.4%となっており、知的障害者の施設入所の割合が高いと指摘している。

年齢階層別では、在宅の身体障害児・者で 18 歳未満 9.3 万人 (2.6%)、18 歳以上 65 歳未満 123.7 万人 (34.6%)、65 歳以上 221.1 万人 (61.8%) であり、我が国の高齢化率の 3 倍以上の高齢化が進んでいるとし、高齢になるほど身体障害者の割合が高いことから、人口の高齢化により身体障害者数は今後とも更に増加していくと予想している。

在宅の知的障害者 41.9 万人の内訳では、18 歳未満 11.7 万人 (28.0%)、18 歳以上 65 歳未満 27.4 万人 (65.5%)、65 歳以上 1.5 万人 (3.7%) であり、身体障害者と比べて 18 歳未満の割合が高く、65 歳以上の割合が低い特徴があるとしている。そして、調査時点の平成 17 年の我が国の高齢化率 20.8% に比べて、知的障害者の 65 歳以上の割合が 5 分の 1 以下の水準であることは、「健康面での問題を抱えている者が多い状況を伺わせる」と分析している。

知的障害者の高齢化率が低い点については財団法人日本知的障害者福祉協会の調査でもその傾向を示している。平成 22 年度全国知的障害児者施設・事業実態調査報告書が示す「年齢別施設利用者数」は次の表のとおりである。

年齢別施設利用者数 (人)

	～17	18～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～	不明	計
男	8,693	86,296	16,074	6,884	3,546	2,024	967	360	56	124,900
女	3,548	49,186	13,194	6,461	3,656	2,151	1,007	464	70	79,737
計	12,241	135,482	29,268	13,345	7,202	4,175	1,974	824	126	204,637
	6.0%	66.2%	14.3%	6.5%	3.5%	2.0%	1.0%	0.4%	0.1%	

財団法人日本知的障害者福祉協会 (平成22年度全国知的障害児者施設・事業実態調査報告書)

注： 17歳未満及び18歳から49歳の階層においては各階層の数を合計して表示している。

上表の人数は障害児施設の利用者も含めた施設利用者の年齢階層別の人数の内訳である。

「白書」と福祉協会の「施設・事業実態調査報告書」の調査時点に開きがあるため単純には比較できないことを前提にしても、18 歳以上 65 歳未満が 87.0% と在宅者に比べて 2 割ほど割合が高い。高等養護学校の卒業以降において施設利用を開始するケースが増加しているものと考えられる。一方、50 歳から 59 歳の階層をピークに、それ以降 5 年階層毎にほぼ半減していつている。「白書」が指摘する「健康面での問題」は 50 代において顕在化する傾向があるといえるのかもしれない。65 歳以上は 6.9% と我が国の高齢化率の 3 分の 1 程度である。

そして、65 歳以上の在宅の知的障害者の割合が我が国の高齢化率の水準の 5 分の 1 以下であることに對して、施設利用者においては 3 分の 1 程度であること、さらに、入所施設においては 50 歳以上が 41.8% を占め、就労系や通所系の施設利用者の 50 歳以上の割合 21.9% よりも格段に高いことを併せて考察すると、50 代での「健康面での問題」を前に知的障害者が在宅から施設入所へと施設利用を新たに開始しているケースが相当数あるものと推察される。

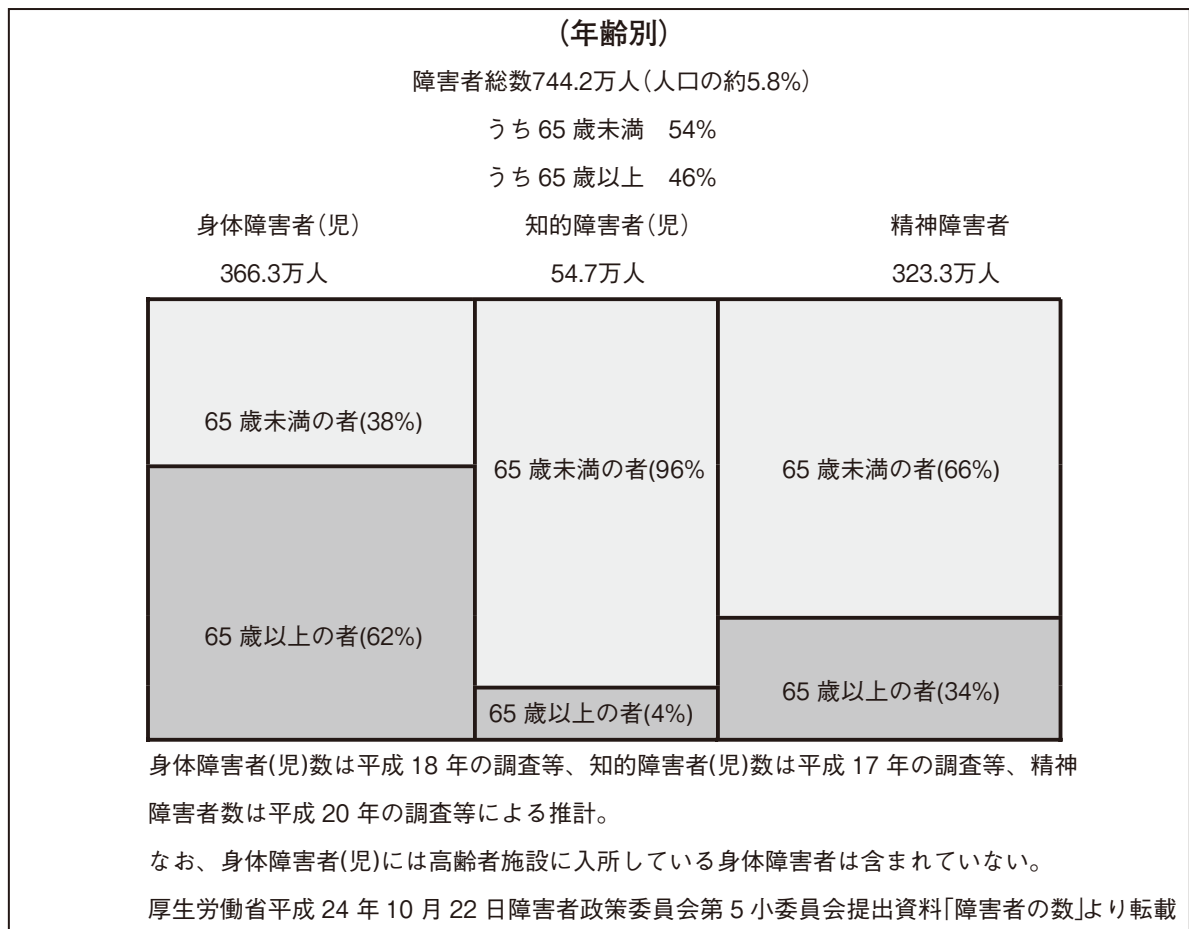
外来の精神障害者 290.1 万人の年齢階層別の内訳について「白書」は、20 歳未満 17.3 万人（6.0 %）、20 歳以上 65 歳未満 180.8 万人（62.3%）、65 歳以上 91.5 万人（31.5%）としている。65 歳以上の割合の推移では、平成 14 年から平成 20 年までの 6 年間で 27.2%から 31.5%へと上昇しているという。また、この 6 年間、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」はほぼ横ばいで推移しているのに対し、「気分（感情）障害（躁うつ病を含む）」は 1.5 倍近い伸びを示しているとしている。そして、精神障害の発生時の年齢について次のように報告している。

「疾患別に精神科初診時の年齢を見ると、統合失調症では 20 歳未満が 56.2%を占め、40 歳以上は 6.2%に過ぎないことから、在学中の発病などにより、就職経験もなく社会生活への適応に困難を有する者も多いことがうかがわれる。

これに対して、統合失調症以外のうつ病等の疾患では 20 歳未満が 29.3%に止まる一方、40 歳以上が 30.7%を占めており、社会生活上の実績を築き上げてきた後に社会生活への適応に困難を生じている者が多いことがうかがわれる。」

『平成 24 年度版障害者白書』（P 25）より転載

上記のとおり、身体障害者と精神障害者の 65 歳以上の割合は我が国の高齢化率をはるかに上回っており、また、知的障害者においては 50 代で「健康面での問題」を抱えて 65 歳以上の割合が極端に低い。この状況について、厚生労働省が平成 24 年 10 月 22 日に障害者政策委員会第 5 小委員会に提出した資料において次のように表している。障害者 744.2 万人全体の 46%が 65 歳以上と推計している。



2. 住まいと同居者・配偶者の状況

「白書」が示す障害者の住まいの状況は次の表のとおりである。

在宅の身体障害者 357.6 万人の 8 割以上が本人または家族の持ち家に住んでいる。(施設入所は 8.7 万人である。)

身体障害者の住いの状況(18歳以上)(在宅)						単位：%
自分の持ち家	家族の持ち家	民間賃貸	社宅等	公 社 公団等	その他 (借間等)	回答なし
51.7	30.6	6.4	0.4	7.6	1.8	1.5

資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(平成 18 年)

『平成 24 年度版障害者白書』(P26) より転載

在宅の 18 歳以上の知的障害者 (41.9 万人) の住いとしては、自分の家やアパートが 8 割以上で、平成 17 年度の調査時点でグループホームは 8.9% である。(施設入所は 12.8 万人である。)

知的障害者の住いの状況(18歳以上)(在宅)					単位：%
自宅の家や アパート	会社の寮	グループ ホーム	通勤寮	その他	不詳
82.0	0.3	8.9	0.1	7.5	1.1

資料：厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成 17 年)

『平成 24 年度版障害者白書』(P26) より転載

外来の精神障害者 290.0 万人においては、約 4 分の 3 が家族との同居、一人暮らしは 2 割弱、グループホーム 1.7%、福祉ホーム等 1.3%、老人福祉施設 0.5% である。(入院は 33.3 万人)

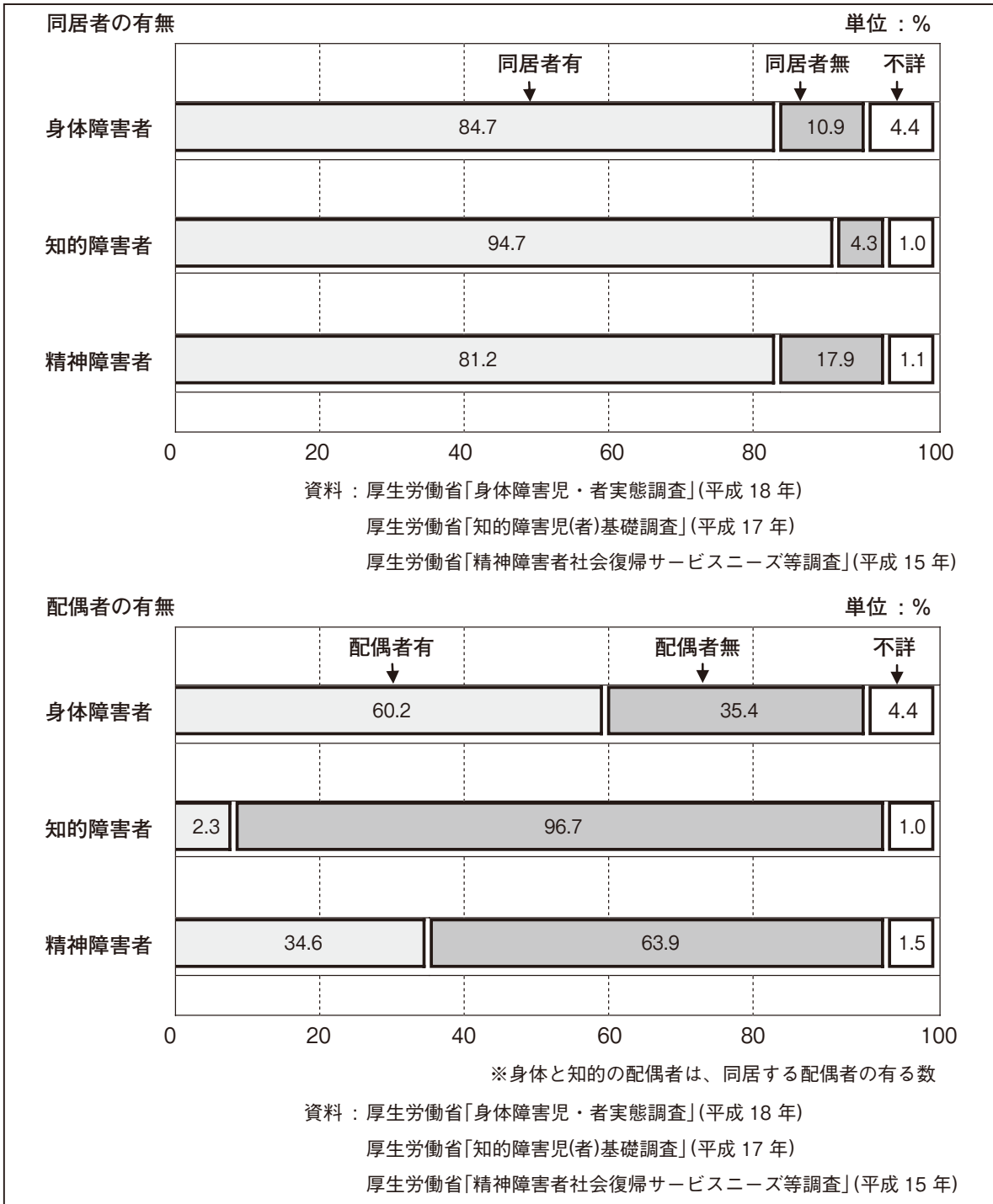
精神障害者の住いの状況(外来)					単位：%
家族と 同居	ひとり 暮らし	福祉ホーム等	グループ ホーム	老人福祉施設	その他
76.8	17.9	1.3	1.7	0.5	1.8

資料：厚生労働省「精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査」(平成 15 年)

『平成 24 年度版障害者白書』(P26) より転載

さらに、「白書」は在宅の障害者の同居者と配偶者の有無の状況を次のように示している。

在宅の身体障害者 (18 歳以上) では、同居者がある者が 84.7%、配偶者がある者も 60.2% を占めているのに対し、在宅の知的障害者 (18 歳以上) の大半が親や兄弟姉妹と暮らし、また、外来の精神障害者では配偶者のある者は 34.6% に止まっており、多くが親や兄弟姉妹との暮らしで、一人暮らしも 17.9% あることを指摘している。



『平成 24 年度版障害者白書』(P27) より転載

3. 障害者入所施設とその利用動向

厚生労働省の『平成 20 年社会福祉施設等調査結果の概況』の「障害者自立支援法」による障害者支援施設等並びに、「旧身体障害者福祉法」による身体障害者更生援護施設、「旧知的障害者福祉法」による知的障害者援護施設、「旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」による精神障害者社会復帰施設のうち、入所施設に係る種類別施設数と在所者数の年次推移は次のとおりである。

入所施設の種別施設数の年次推移

各年10月1日現在

	施設の種別	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)
障害者自立 支援法	障害者支援施設	-	-	-	-	197	458
	福祉ホーム	-	-	-	-	177	173
旧身体障害 者福祉法	肢体不自由者更生施設	88	84	84	81	63	47
	視覚障害者更生施設	19	20	20	19	11	8
	聴覚・言語障害者更生施設	3	3	3	3	2	2
	内部障害者更生施設	6	7	7	7	6	5
	身体障害者療護施設	450	472	484	499	455	389
	身体障害者福祉ホーム	62	65	67	71	176	144
	身体障害者入所授産施設	206	206	202	197	-	-
旧知的障害 者福祉法	知的障害者入所更生施設	1,430	1,454	1,470	1,470	1,385	1,221
	知的障害者入所授産施設	227	227	225	226	209	186
	知的障害者通勤寮	125	124	124	121	112	107
	知的障害者福祉ホーム	76	79	82	68	-	-
旧精神保健 精神障害者 福祉法	精神障害者生活訓練施設	263	274	286	289	264	238
	精神障害者福祉ホーム	195	212	233	241	109	112
	精神障害者授産施設(入所)	29	29	30	30	24	20
	計	3,179	3,256	3,317	3,322	3,190	3,110

厚生労働省『平成20年社会福祉施設等調査結果の概況』

〔第2表 施設の種別施設数の年次推移〕より抽出記載

入所施設の種別在所者数の年次推移

	施設の種別	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)
障害者自立 支援法	障害者支援施設	-	-	-	-	12,363	26,724
	福祉ホーム	-	-	-	-	1,742	1,649
旧身体障害 者福祉法	肢体不自由者更生施設	4,623	4,285	4,103	3,949	3,118	2,115
	視覚障害者更生施設	1,166	1,196	1,137	1,009	518	442
	聴覚・言語障害者更生施設	100	89	91	100	54	47
	内部障害者更生施設	327	326	328	315	296	249
	身体障害者療護施設	25,689	26,447	26,885	27,679	25,564	21,732
	身体障害者福祉ホーム	657	710	742	745	-	-
	身体障害者入所授産施設	11,273	11,047	10,838	10,429	8,963	7,065
旧知的障害 者福祉法	知的障害者入所更生施設	92,734	93,343	93,938	95,252	87,264	76,627
	知的障害者入所授産施設	14,191	13,872	13,508	13,927	12,522	10,695
	知的障害者通勤寮	2,808	2,762	2,761	2,632	2,441	2,271
	知的障害者福祉ホーム	788	823	861	701	-	-
旧精神保健 精神障害者 福祉法	精神障害者生活訓練施設	4,024	4,225	4,343	4,400	3,980	3,332
	精神障害者福祉ホーム	2,142	2,432	2,746	2,964	1,801	1,874
	精神障害者授産施設(入所)	617	650	690	685	536	443
	計	161,139	162,207	162,971	164,787	161,162	155,265

厚生労働省『平成20年社会福祉施設等調査結果の概況』

〔第4表 施設の種別在所者数の年次推移〕より抽出記載

障害者の入所施設数並びに在所者数ともに平成19年以降減少している。障害者自立支援法に

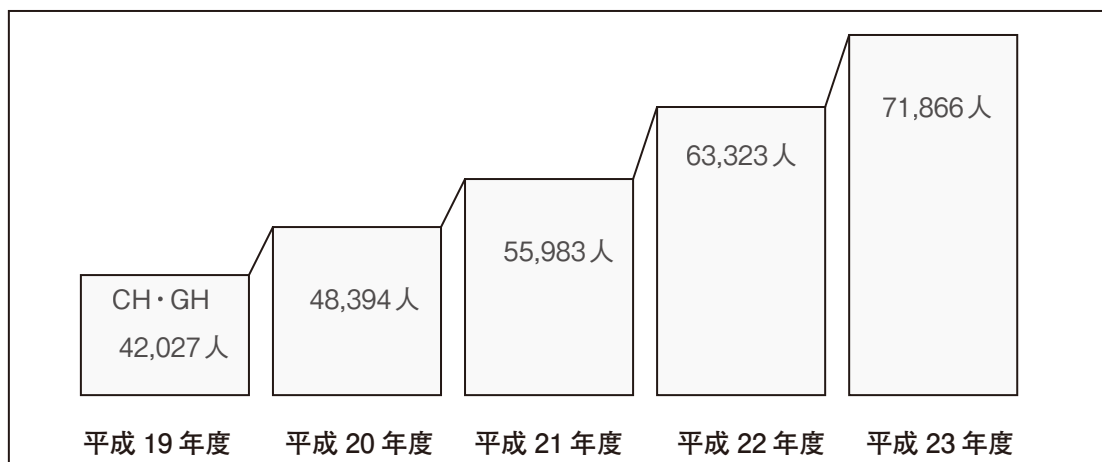
よる新事業体系への移行と「障害者が安心して暮らすことができる住まいの場の確保」として、厚生労働省福祉部局と国土交通省住宅部局との連携によるグループホームやケアホームの整備、公的賃貸住宅への入居促進、民間賃貸住宅入居の円滑化策等の様々な形での「住まいの場」の整備施策が推進され事業化されたことによるものと推測される。

4. グループホーム・ケアホームの利用者数の推移

障害者政策委員会第5小委員会への厚生労働省提出資料（平成24年10月22日）の「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」によれば、全国2,668施設を対象に調査し、その回答を集計して、平成22年10月1日から平成23年10月1日の1年間の施設入所者が、139,358人から136,993人に2,365人（1.7%）減少したとしている。

また、調査対象施設のうち東日本大震災の被災地域の一部の施設を除く2,658施設からの回答として、この1年間に施設を退所したものが10,181人、新規の入所者が7,803人。退所者10,181人のうち、47.5%の4,836人を「地域生活移行」として示している。移行率は3.5%である。そして、「地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳」において、ケアホーム（共同生活介護）への移行者が1,863人（38.5%）、グループホーム（共同生活援助）が627人（12.8%）としている。

また、同資料の「グループホーム・ケアホームの利用者数の推移」では、国保連データに基づき、平成19年度から平成23年度までの年度末における利用者実績を次のように示している。



厚生労働省平成24年10月22日障害者政策委員会第5小委員会提出資料

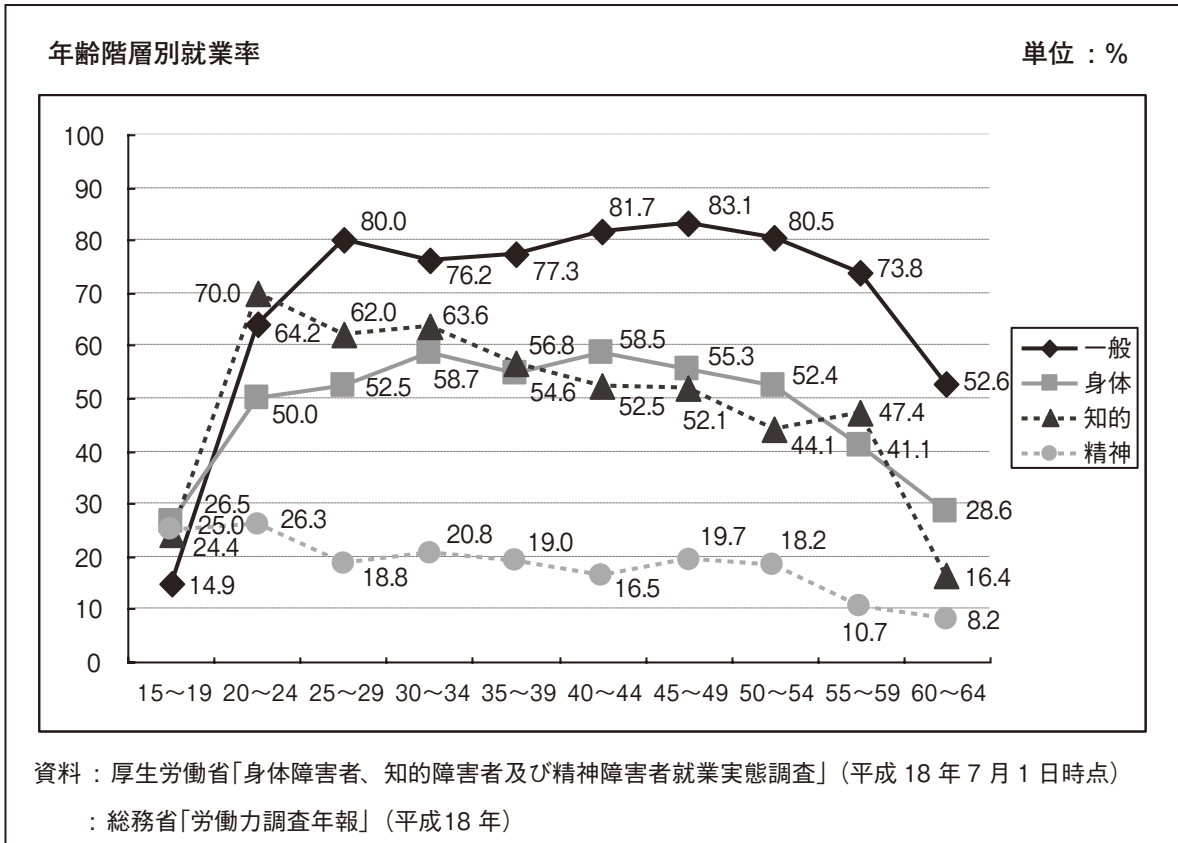
「グループホーム・ケアホームの利用者数の推移」より一部転載

平成19年度末の42,027人に比べ平成23年度末は71,866人と約1.7倍に増加している。平成19年度から平成21年度までの年間増加率が約15%、平成22年度と平成23年度は年間約13%の伸び率である。

同報告書に障害別の利用状況の記載はないが、厚生労働省が別に示す「グループホーム・ケアホーム利用者数に占める精神障害者の推移」のデータでは、精神障害者のグループホーム・ケアホームの利用割合が約4分の1程度であることから、7割以上は知的障害者による利用と推測される。第3期障害福祉計画においては、平成26年の見込量で98,080人としている。

5. 障害者の就業状況

「白書」が報告する障害者の年齢階層別の就業率については次のとおりである。



『平成24年度版障害者白書』(P33)より転載

報告の中では、「身体障害者の就業率は、一般の就業率と比べて全体的に20～30%ほど低い分布となっている。これに対し、知的障害者の就業率は、20代では一般とほぼ同水準の60%台であるが、30～40代では身体障害者と同様の水準まで低下し、更に50代後半からは急速に低下する傾向が見られる。」としている。50代後半から知的障害者の就業率が急速に低下する点については、前述した知的障害者の「健康面での問題」と密接に関連すると推察できる。

障害者の就業形態は次の表のとおりである。

	常用雇用	自営・家族従業員・自営手伝	臨時・内職 アルバイト等	会社等役員	授産施設 作業所等	その他・不詳
身体障害者	48.4	21.1	4.9	9.9	6.5	9.2
知的障害者	18.8	3.7	10.8	0.0	59.1	7.5
精神障害者	32.5	7.9	3.5	5.3	37.7	13.2

資料：厚生労働省「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」(平成18年7月1日時点)

『平成24年度版障害者白書』(P34)の円グラフより、就業形態と就業形態割合の数値を表に転載

障害者の就業形態として、「授産施設・作業所等」が含まれている。身体障害者では6.5%であるが、精神障害者で37.7%、知的障害者で59.1%に達している。また、「常用雇用」が身体障害者で48.4%、精神障害者で32.5%であるのに対して、知的障害者では18.8%に留まっている。逆に、「臨時・内職・アルバイト等」では身体障害者が4.9%、精神障害者が3.5%であるのに対して、知的障害者では2倍以上の10.8%に上る。

さらに「白書」は、平成20年の厚生労働省「障害者雇用実態調査」に基づき、従業員5人以上の規模の事業所に雇用されて働く障害者は身体障害者34.6万人、知的障害者7.3万人、精神障害者2.9万人としている。

6. 障害者の収入

在宅の障害者の就業月収について「白書」は、身体障害者（18歳以上）で3万円未満（7.0%）を含め11万円未満が約30%としている。在宅の知的障害者（18歳以上）においては、1万円未満約45%、1万円以上3万円未満が約13%と約6割が就業月収3万円未満である。

なお、事業所で雇用されている障害者の平均賃金月額、身体障害者で25.4万円に対して、知的障害者11.8万円、精神障害者12.9万円と報告している。（就労継続支援A型事業所の利用者の平均賃金月額は7.2万円、就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は1.3万円。）

年金等の受給状況については、在宅の身体障害者（18歳以上）で公的年金の受給者が67.7%、公的手当の自給者が16.6%であり、在宅者（18歳以上）の約85%が公的年金や公的手当を受給しているとしている。在宅の知的障害者（20歳以上）の年金・手当の受給者は約75%。一方、外来の精神障害者では、障害年金の受給者が25.7%、障害年金以外の年金受給が11.2%、公的手当の受給が2.1%と公的年金・手当の受給者が約4割程度と低い。また「白書」は、「精神障害者の定期収入の状況を見ると、定期収入に給料が含まれる者は21.8%に止まり、親兄弟の援助や生活保護のような稼得収入以外に依存する者も多く、定期収入なしも18.1%あるなど、経済的に厳しい状況にあることが伺える。」と記載している。